

## 杉並三田会テニス同好会会則

- 第1条（名称）： 本会は杉並三田会に所属する分科会であり  
「杉並三田会テニス同好会」略称 **SMTC** と称す。
- 第2条（所在地）： 本会の所在地は世話人の住所とする。
- 第3条（目的）： 本会は、テニスを通じて会員相互の親睦を図り、杉並三田会の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条（会員）：
  1. 本会の会員は、本会の目的に賛同し所定の会費を納入した正会員および家族会員よりなる。正会員とは杉並三田会の会員、家族会員とは正会員の配偶者を言う。
  2. 所定の年会費を2年間納入しなかった場合は、会員資格を失う。
  3. 正会員が会員の資格を失った場合において、当該家族の希望がある場合にはその家族会員の資格を継続することができる。
- 第5条（活動）： 本会は、その目的を達成する為にテニス例会、テニススクール、テニス合宿などの諸活動を行う。
- 第6条（役員）：
  1. 本会の役員として、世話人、幹事を置く。
  2. 世話人は1名とし、本会を代表する。世話人は杉並三田会の役員を兼任し任期は2年（年度4月～3月）とするが、再任を妨げない。
  3. 幹事若干名を選ぶ。任期は2年（年度4月～3月）とするが再任を妨げない。
  4. 世話人、幹事は役員会を構成し本会の運営に当たる。
- 第7条（顧問）： 本会に顧問を置くことが出来る。顧問は、必要に応じ役員会に出席することが出来る。
- 第8条（会費）：
  1. 正会員及び家族会員は所定の年会費を納入する。年会費は、会運営の経費に当てる。
  2. テニス例会の参加者は所定の参加費を都度納入する。
  3. テニス合宿など、その他活動費は、参加者が都度納入する。
  4. 会費は世話人または会計担当幹事が管理し、年1回会員に収支を報告する。
- 第9条（総会）： 本会は毎年1回定期総会を開催し、次の審議を行う。
  1. 前年度活動結果と会計決算の件
  2. 新年度の活動方針の件
  3. 役員承認及び追認の件
  4. 顧問承認の件
  5. 規約改定の承認の件

第 10 条 (発効) : この会則は平成 14 年 8 月 11 日より発効する  
(改訂) 平成 23 年 3 月 15 日改訂する。  
(改訂) 第 4 条 3 項 付則、平成 31 年 3 月 26 日。  
(改訂) 第 6 条 任期期間 令和 2 年 3 月 3 日

以上